

## 加古川市立学校施設の照明料に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市立学校の施設等の貸与に関する規則（平成2年教育委員会規則第6号。以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(照明料)

第2条 この要綱において「照明料」とは、加古川市立学校施設（以下「学校施設」という。）を使用する際の照明設備にかかる電気料金の実費相当額のことをいう。

(照明料の納付)

第3条 規則第3条第1項の規定により、別表1及び別表2に掲げる学校施設の使用許可を受けた者は、同表に定める照明料を納付しなければならない。

2 照明料は、加古川市教育委員会（以下「教育委員会」という）が発行する納入通知書により納付する。

(照明料の免除)

第4条 教育委員会は、特別な理由があると認める場合は、前条第1項の照明料を免除することができる。

(補則)

第5条 この要綱の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別表2は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

| 施設名             | 使用単位 | 照明料（1時間当たり） |
|-----------------|------|-------------|
| 平岡北小学校運動場夜間照明施設 | 6基   | 1,500円      |
|                 | 4基   | 1,000円      |
|                 | 2基   | 500円        |

備考 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は1時間とする。

別表2（第3条関係）

| 施設名          | 使用単位 | 照明料（1時間当たり） |
|--------------|------|-------------|
| 小学校及び中学校の体育館 | 全面   | 300円        |
|              | 1/2面 | 150円        |
| 中学校の武道場      | 全面   | 100円        |

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は1時間とする。
- 2 体育館内の卓球場を使用する場合は、体育館1/2面相当とする。